

諫早市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、諫早市発注工事の成績評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって受注者及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、契約金額130万円以上の請負工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等及び構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価するものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（検査職員（以下「検査職員」という））及び監督を行う者（監督員、主任監督員及び担当課長または総括監督員）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、下記工種区分により実施するものとし、監督、検査、その他必要な事項について、工事毎、評定者毎に独立して的確かつ公正に行うものとする。

ただし、「施工プロセスチェックリスト」は、別途定める工事規模等により採用するものとする。

区分	建設工事 編	建築工事 編
該当工種	建設工事 ※「建築工事編」以外のもの。	建築工事 ※建築工事に付随する電気設備、機械設備、機械器具設置、解体工事を含む
評定調書	〈建設工事編〉 工事成績評定調書 (様式1)	〈建築工事編〉 工事成績評定調書 (様式1)
評定方法	〈建設工事編〉 考査項目別運用表 (別紙1～4) 〈建設工事編〉 施工プロセスチェックリスト (別紙5)	〈建築工事編〉 考査項目別運用表 (別紙1) 〈建築工事編〉 施工プロセスチェックリスト (別紙2)

また、「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況について（様式2）により提示することができるものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査職員は、評定者の評定が確定したときは、市長へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定結果を工事成績評定書(様式3)により、受注者へ通知するものとする。

(結果通知に対する説明請求等)

第8条 前条の規定により通知を受けた受注者は、評価結果の通知を受けた日から起算して14日以内(休日を含む)に、市長に対し書面により評定点について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明請求があった日から起算して14日以内(休日を含む)に、受注者に対し書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 市長は、評定結果について前条に定める説明請求期間経過後に四半期毎分を公表するものとする。

2 公表は、次に掲げる方法により、工事が完了した日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

(1) 企画財務部契約管財課の窓口において閲覧に供する方法

(2) 市のホームページに掲載する方法

(結果公表に対する説明請求)

第10条 原則として公表した評定書に対する説明請求は受け付けないものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めのない事項については、企画財務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に竣工する請負工事について適用し、同日前に検査された請負工事については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。